

高知県海岸保全基本計画変更の概要

平成26年3月27日

高知県土木部港湾・海岸課

高知県海岸保全基本計画について

■計画の範囲

「海部灘沿岸」「土佐湾沿岸」「豊後水道東沿岸」の3沿岸について計画を策定

「海部灘沿岸」「豊後水道東沿岸」は徳島県及び愛媛県と共同で策定(国とも協議済)

【策定、変更履歴】

- 海部灘・・・H15.12策定
- 土佐湾・・・H15. 3策定 H24.3変更 H25.10変更
- 豊後水道東・・・H15.12策定

■計画の基本理念

海岸保全基本計画は、平成11年に改定された海岸法の考え方に基づき、かつて海岸整備の中心であった「防護」だけでなく、「環境」や「利用」とも調和した海岸づくりを基本的な考え方としている。

海岸の地域の個性や文化を育む大切な場として位置付け、地域の特性を活かした、地域とともに歩む海岸づくりを目指す。

■今回の変更の目的

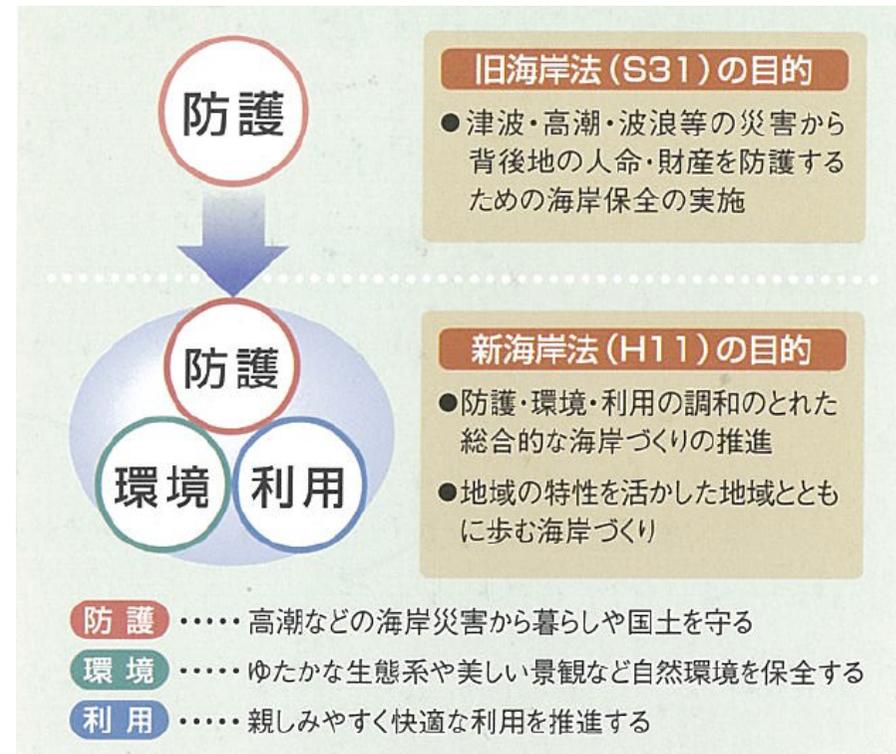
東北大震災による甚大な津波被害を受け、平成23年に国から**新たな津波対策の考え方**が示され、今後の津波対策を構築するにあたっては、**二つのレベルの津波(最大クラスの津波、発生頻度の高い津波)**を想定する必要があるとされた。

また、「**設計津波の水位**」や「**粘り強い構造**」の考え方も示された。

これを受けて、海岸堤防の天端高を決定する際の目安となる、高知県沿岸における「**設計津波の水位**」を**平成25年11月に設定**した。

一方、本年度に国交省において学識経験者等からなる「**海岸管理のあり方検討委員会**」が開催され、「**今後の海岸管理のあり方**」についてとりまとめられるとともに、この提言を受けた「**海岸法**」の一部改正案が**平成26年3月7日に閣議決定**された。

海岸保全基本計画についても、これらの「**新たな地震・津波対策**」や「**今後の海岸管理のあり方**」(一部改正予定の海岸法)の考え方を**取り入れ**、県内全沿岸で計画を変更(追記)するものであり、**今後概ね20年の整備計画**について記載する。



新たな津波対策の考え方

- 東北地方太平洋沖地震を教訓に、今後近い将来発生することが予想される**南海トラフ地震対策の加速化と抜本的な強化が急務**となっている。
- また、内閣府中央防災会議専門調査会では、東日本大震災による甚大な津波被害を受け、**新たな津波対策の考え方**を平成23年9月28日(東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告)に示した。
- この中で、今後の津波対策を構築するにあたっては、**基本的に二つのレベルの津波を想定**する必要があるとされている。
- ひとつは、**住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する津波**であり、高知県では平成24年12月10日に最大クラスの津波に対して総合的防災対策を構築する際の基礎となる**「津波浸水想定」**を策定・公表
- もうひとつは、防波堤などの海岸構造物によって津波の内陸への侵入を防ぐ、**海岸保全施設等の整備を行う上で想定する津波**であり、比較的発生頻度の高い津波を対象に**「設計津波の水位」**を設定

	津波のレベル	基本的な考え方
比較的発生頻度の高い津波	最大クラスに比べ発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波(数十年～百数十年の頻度)	<ul style="list-style-type: none">○ 人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設を整備。○ 海岸保全施設等について、設計対象の津波高を越えた場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を検討し、整備を進める。 ⇒堤防整備等の目安となる「設計津波の水位」を設定
最大クラスの津波	発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波	<ul style="list-style-type: none">○ 住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立。○ ハザードマップの整備や避難路の確保など、避難することを中心とするソフト対策を実施していく。 ⇒ソフト対策を講じるための基礎となる「津波浸水想定」を策定

「設計津波の水位」の設定について

「地域海岸」の設定

○設計津波の水位は、**地域海岸ごとに設定**することを基本

過去に発生した津波の実績津波高さの整理

○**痕跡調査や記録・文献等を活用し**、実績津波高さを整理

シミュレーションによる津波高さの算出

○**十分なデータが得られない時には**、シミュレーションを実施しデータを補完。なお、**中央防災会議等において発生の可能性が高いとされた想定地震がある場合は**、津波シミュレーションを用いて津波高さを想定

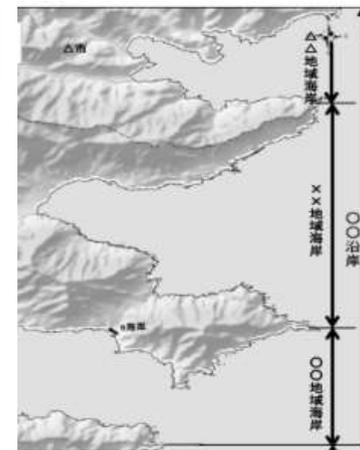
設計津波の対象津波群の設定

○地域海岸ごとにグラフ(右図)を作成
○**一定の頻度**(数十年から百数十年に一度程度)で到達すると想定される津波の集合を選定

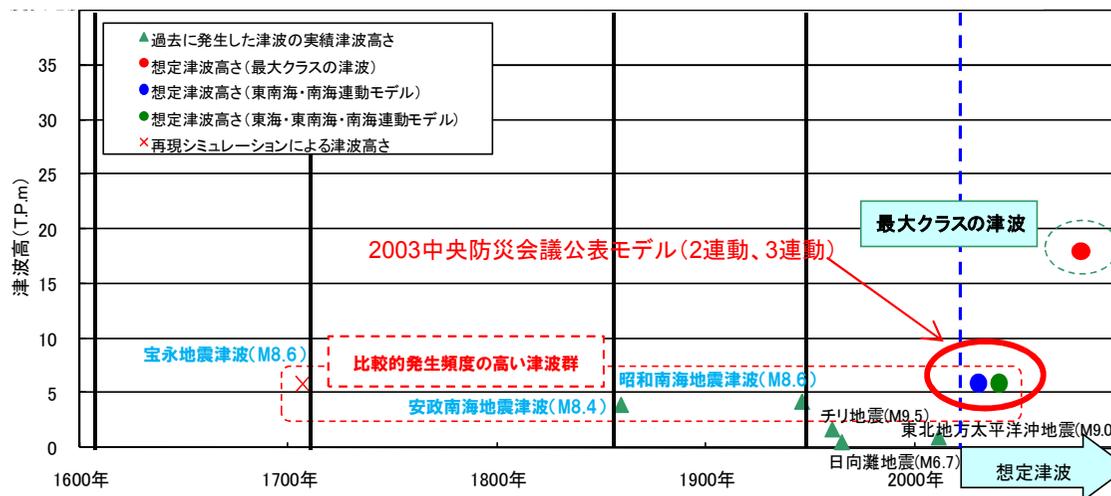
設計津波の水位の設定

○対象津波群の津波を対象に、地域海岸において**堤防位置での津波の侵入防止を条件としたシミュレーション等により津波分布を算出し**、隣接する海岸管理者間で十分調整を図ったうえで、設計津波の水位を設定

地域海岸の設定例



設計津波の対象津波群の設定例



◆対象津波の選定

- ・既往の宝永・安政南海・昭和南海地震による津波と2003中央防災会議公表モデル(2連動、3連動)を整理、これらが「比較的发生頻度の高い津波群」に該当することを確認
- ・宝永・安政南海・昭和南海地震津波の全てが2003中央防災会議公表モデルに内包されること、また、このモデルは、防災対策を行う際のモデルとして広く認識・評価されており、設計津波の水位を算出するモデルとして「比較的发生頻度の高い津波群」を代表させることが適切であるとの結論

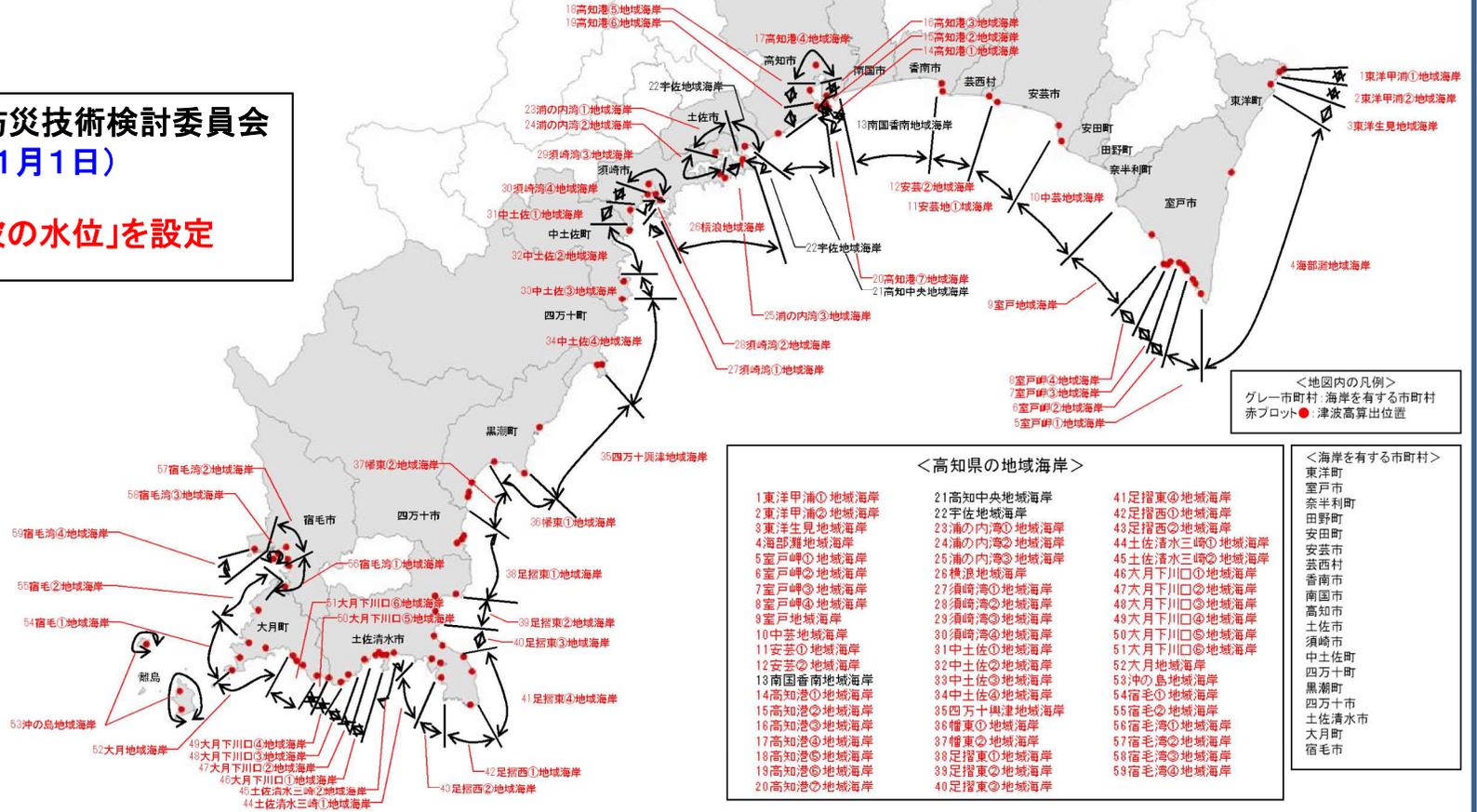
・**対象津波を、2003中央防災会議公表の東南海・南海連動地震津波とすることを決定 → 宝永地震津波相当**

海岸保全基本計画の変更に向けたスケジュール

【設計津波の水位】

第3回高知県地震津波防災技術検討委員会
(平成25年11月1日)

・県内全域で「設計津波の水位」を設定



【海岸保全基本計画の変更】

【2月7日～3月9日】

意見公募(パブリックコメント)の実施

【3月27日】

海岸保全基本計画推進委員会

【主な変更内容】

- ①「海岸の維持管理の充実」の追加(全沿岸)
- ②「地震・津波対策」の変更(海部灘および豊後水道西)
- ③データシート変更(県中央部以外)

【4月上旬】 【4月中旬】

関係市町村等への意見照会

国への提出・公表

注)3沿岸のうち、土佐湾沿岸においては県中央部の3地域海岸(上図の黒字箇所)の設計津波水位を平成25年2月25日に設定しており、それに伴って計画変更を行い、平成25年10月31日付けで国への提出、公表済み

海岸保全基本計画の変更点

■変更箇所について

〇〇沿岸海岸保全基本計画(目次)

序論 海岸保全基本計画策定にあたって

1. 〇〇沿岸の概要
2. 〇〇沿岸の区域
3. 〇〇沿岸における海岸保全基本計画の策定手法
4. 〇〇沿岸の海岸保全に関する基本理念

本編 土佐湾沿岸海岸保全基本計画

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項
2. 海岸の防護に関する事項
3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項
4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項
5. ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針

第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

1. 海岸保全施設を整備しようとする区域
2. 海岸保全施設の概要及び受益の地域等

付記 ~計画の推進にあたって~

1. 高知県がめざす海岸のすがた
2. 6つの方針
3. 留意すべき事項

主な変更点

- 南海トラフ地震関係の情報更新、市町村名の更新

主な変更点

- 気象・海象条件等の更新、文章中の市町村名の更新
- 海岸の維持管理の充実を追記
- 津波対策として発生頻度の高い津波（設計津波）及びその水位を追記
- 粘り強い構造について追記

主な変更点

- 整備対象海岸の見直し
- 整備方針の追記
- 新たに整備対象海岸となった海岸の個表の追加
- その他整備対象海岸個表の情報の更新

主な変更点

- 地震津波対策を着実に推進する旨を追記
- 陸こうの常時閉鎖および機械化の推進について追記

主な変更内容について①

「今後の海岸管理のあり方」(平成26年3月7日に閣議決定された一部改正「海岸法」)を受けての追記

第1章 2. 海岸の防護に関する事項 2-1 海岸の防護に対する方向性 [新旧比較概要]

<従前>

◇記載なし

<変更>

- 「海岸管理における減災対策の明確化」
 - ・海岸保全施設の減災機能(浸水深の低減、避難時間の確保等)を明確化し、整備を推進するとともに、粘り強い堤防や堤防と一体的に設置される植樹林等の新技術を積極的に導入するように努める。
 - ・海岸管理と避難・土地利用の観点から市町村等が実施する防災・減災対策との連携・調整、河川や海岸防災林、防災公園等における防災・減災対策との連携・調整等に努める。
- 「海岸の維持管理の充実」
 - ・長寿命化計画の作成等により、予防保全型の維持管理・更新に努めるとともに、海岸保全施設が、いつ作られて、いつ修繕されたのか分かるように、整備、点検、診断、対策といった一連の流れでデータ管理を行うことが重要である。
 - ・海岸保全に影響を与える区域について、モニタリング等により状況を把握し、環境等の観点から、陸域や沖合まで一体的に海岸を保全することについても検討する。
 - ・水門、陸閘等は操作ルールの策定や平常時の点検・訓練、更新等の実施に努める。
 - ・津波等の災害時において、水門、陸閘等の操作員の安全性を確保した上で、閉鎖の確実性を向上させるため、水門、陸閘等の統廃合、常時閉鎖又は機械化の取組を計画的に進める。
 - ・海岸管理の内容が多岐にわたる一方、予算や人材に限られる中で適切に維持管理を行うため、市町村や海岸で活動している民間団体等との連携強化を図るよう努める。

主な変更内容について②

地震・津波対策の変更

第1章 2. 海岸の防護に関する事項 2-3 地震津波対策 [新旧比較概要]

<従前>

◇津波対策に関すること

地震規模: 昭和地震M8.0クラスを想定

整備方針: 特に記載なし

(理由) 県内の海岸堤防の高さは、台風時の風浪の打ち上げ高さで決定(5~10m程度)。四国沿岸の津波高さは概ね5m以内であり、津波高さよりも堤防の方が高いため

◇想定以上の地震及び津波対策

地震規模: 安政地震M8.4クラスを想定

整備方針: ほとんどの海岸で堤防の高さが津波高よりも高いが、仮に地震による被害を受けた場合でも、津波の侵入を防ぐため最低限の機能を保持できる構造上の強度を確保することを目標



<変更>

◇津波対策に関すること(防災)

津波規模: 【中央防災会議(2003)公表の津波断層モデル(東南海・南海2連動モデル)】※比較的発生頻度の高い津波

整備方針: 比較的発生頻度の高い津波に対しては、人命・財産を守る防護対策を行っていく。

◇設計対象の津波高を超えた場合の津波対策(減災)

整備方針: 設計対象を超えた津波に対して施設の効果を粘り強く発揮できるように構造とし、人命を守るための避難時間を稼ぐ構造上の工夫を施す。
また、迅速な復旧を可能とするよう、施設が全壊に至る可能性を少しでも減らす減災効果を目指した構造上の工夫を施す。

◇地域海岸及び設計津波の水位

地域海岸名	左記地域海岸に存する地区海岸区間	対象地震	
		対象地震	設計津波の水位(T.P.m)
東洋甲浦①地域海岸	甲浦港	中央防災会議(2003)東南海・南海二連動地震	8.4
東洋甲浦②地域海岸	甲浦港	中央防災会議(2003)東南海・南海二連動地震	12.3
東洋生見地域海岸	生見海岸	中央防災会議(2003)東南海・南海二連動地震	9.8
海部灘地域海岸	室戸岬海岸~野根海岸	中央防災会議(2003)東南海・南海二連動地震	7.5



主な変更内容について③

地震・津波対策の変更

第2章 1. 海岸保全施設を整備しようとする区域 整備対象海岸一覧 [新旧比較概要]

<従前>

沿岸名	NO.	地区海岸名	所管	市町村名	海岸線延長(m)	整備対象	事業種別*	整備内容
海 部 灘 沿 岸	1	甲浦港海岸	港湾局	東洋町	9,150	◎	高潮	人工地盤、避難路
	2	生見海岸	河川局	〃	753			
	3	東野根漁港海岸	水産庁	〃	1,280			
	4	野根海岸	河川局	〃	1,712	◎	高潮	離岸堤
	5	野根漁港海岸	水産庁	〃	584			
	6	ゴロゴロ海岸	河川局	〃	1,050			
	7	茶園海岸	河川局	〃	750			
	8	水尻海岸	河川局	〃	702			
	9	淀ノ磯(1)海岸(耕)	農振局	室戸市	1,174	◎	侵食	堤防工
	10	淀ノ磯(2)海岸(耕)	農振局	〃	92	◎	侵食	堤防工
	11	入木海岸	河川局	〃	540	◎	侵食	離岸堤
	12	根丸海岸	河川局	〃	2,740	◎	高潮	離岸堤
	13	佐喜浜港海岸	港湾局	〃	3,175	◎	高潮	堤防工
	14	都呂海岸(耕)	農振局	〃	600	◎	高潮	堤防工
	15	尾崎海岸(要指定)	河川局	〃	1,500	◎	環境	緩傾斜護岸、養浜
	16	立岩海岸	河川局	〃	1,565			
	17	鹿岡海岸	河川局	〃	1,888	◎	高潮	消波堤
	18	清水漁港海岸	水産庁	〃	320			
	19	椎名漁港海岸	水産庁	〃	1,314			
	20	椎名海岸	河川局	〃	540			
	21	日沖漁港海岸	水産庁	〃	345			
	22	丸山海岸	河川局	〃	695			
	23	三津漁港海岸	水産庁	〃	1,453			
	24	三津高岡海岸	河川局	〃	1,160			
	25	高岡漁港海岸	水産庁	〃	2,370			
	26	室戸岬海岸	河川局	〃	548			

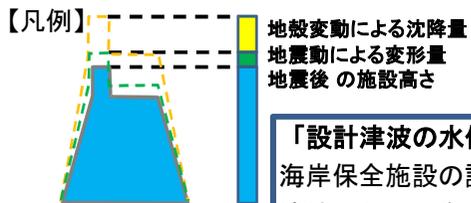
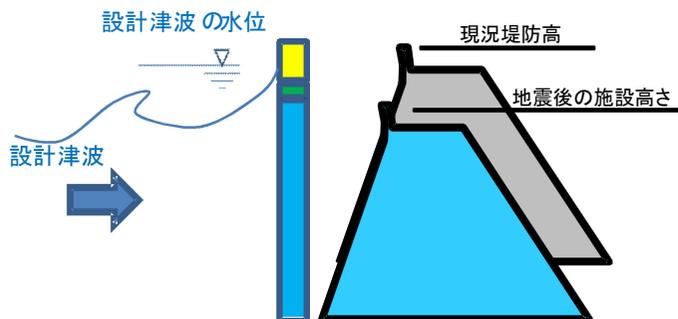
※p.2-19参照

<変更>

ゾーン名	NO.	地区海岸名	所管	市町村名	海岸線延長(m)	整備対象	整備内容
海 部 灘 沿 岸	1	甲浦港海岸	港湾局	東洋町	9,150	◎	人工地盤、避難路、堤防(改良)等
	2	生見海岸	水・国土局	〃	753	◎	堤防(改良)等
	3	東野根漁港海岸	水産庁	〃	1,280		
	4	野根海岸	水・国土局	〃	1,712	◎	離岸堤
	5	野根漁港海岸	水産庁	〃	584	◎	堤防(改良)等
	6	ゴロゴロ海岸	水・国土局	〃	1,050		
	7	茶園海岸	水・国土局	〃	750		
	8	水尻海岸	水・国土局	〃	702		
	9	淀ノ磯(1)海岸(耕)	農振局	室戸市	1,174	◎	堤防工、堤防(改良)等
	10	淀ノ磯(2)海岸(耕)	農振局	〃	92	◎	堤防工、堤防(改良)等
	11	入木海岸	水・国土局	〃	540	◎	離岸堤
	12	根丸海岸	水・国土局	〃	2,740	◎	離岸堤
	13	佐喜浜港海岸	港湾局	〃	3,175	◎	堤防工
	14	都呂海岸(耕)	農振局	〃	600	◎	堤防工、堤防(改良)等
	15	尾崎海岸(要指定)	水・国土局	〃	1,500	◎	緩傾斜堤、養浜
	16	立岩海岸	水・国土局	〃	1,565	◎	堤防(改良)等
	17	鹿岡海岸	水・国土局	〃	1,888	◎	消波堤、堤防(改良)等
	18	清水漁港海岸	水産庁	〃	320		
	19	椎名漁港海岸	水産庁	〃	1,314		
	20	椎名海岸	水・国土局	〃	540		
	21	日沖漁港海岸	水産庁	〃	345		
	22	丸山海岸	水・国土局	〃	695	◎	堤防(改良)等
	23	三津漁港海岸	水産庁	〃	1,453	◎	堤防(改良)等
	24	三津高岡海岸	水・国土局	〃	1,160	◎	堤防(改良)等
	25	高岡漁港海岸	水産庁	〃	2,370	◎	堤防(改良)等
	26	室戸岬海岸	水・国土局	〃	548		

注：所管の港湾局と水・国土局は国土交通省の港湾局と水管理・国土保全局を、水産庁と農振局は農林水産省の水産庁と農振局を示す。
No.3 東野根漁港海岸については平成17年3月の漁港廃止に伴い廃止

整備対象海岸 抽出イメージ



地震後の施設高が「設計津波の水位」より低い海岸を基本として整備対象海岸を追加
※耐震調査による液状化沈下量や地震動による広域地盤沈下量を加味

堤防・護岸の液状化対策や嵩上げ、補強、水門や陸こうの改良・・・など

「設計津波の水位」とは
海岸保全施設の設計を行うため、高知県沿岸に対し数十年～百数十年の頻度で来襲している津波として、海岸管理者が設定した設計津波の高さ（平成25年2月、平成25年11月設定）
※設計津波：2003中央防災会議公表の東南海・南海連動地震津波一宝永地震津波相当

主な変更内容について①

「高知県 地震・津波防災技術検討委員会」を受けての追記

第2章 1. 海岸保全施設を整備しようとする区域 1-1 高知県 海岸保全施設地震・津波対策の整備方針 [新旧比較概要]

<従前>

◇記載なし

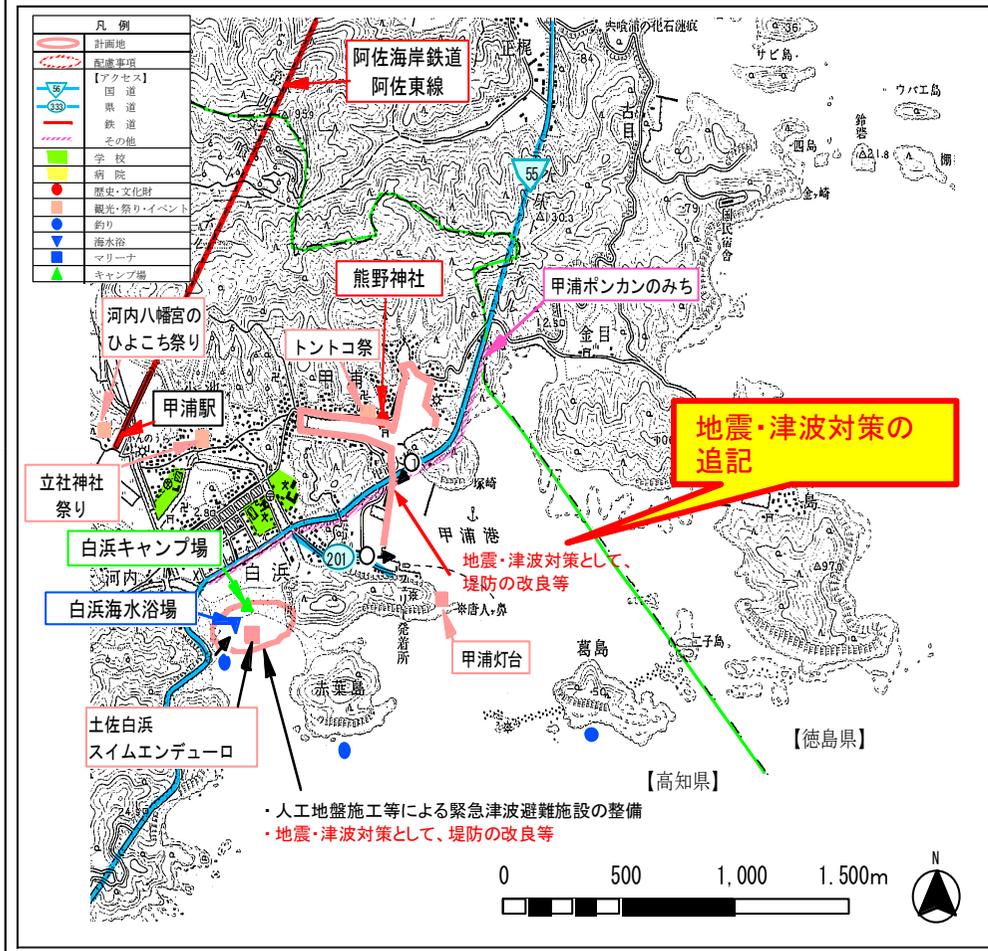
<変更>

1-1.高知県 海岸保全施設地震・津波対策の整備方針

- ◇人口や経済、社会インフラが集積する高知市とその周辺(香南市手結から土佐市宇佐間)で整備を促進。
- ◇その他の地域では、浸水区域内人口のほか、防災拠点や医療拠点、緊急輸送道路などの重要度についてエリアごとに検討し、順次整備を進めていく。

主な変更内容について④

個表(データシート) の例 ※(現計画の「整備対象海岸一覧表」に整備対象として記載のある海岸)



現況特性	
自然環境	
貴重な動植物	動物:昆虫類:甲浦のゴスリウスバカゲロウ、植物:甲浦のグマルハチ自生地
海域環境	藻場 サング群集 干潟
自然公園等の指定状況	公園 (室戸阿南海岸国定公園) 保安林 鳥獣保護区 その他(-)
自然・海岸景観 (日本の渚100選他)	甲浦ポンカンのみち(四国のみち)
社会環境	
背後地利用状況	住宅 工場 学校 病院 農地 森林 自然地 その他(O)
交通アクセス	国道55号、阿佐海岸鉄道阿佐東線
歴史・文化財	熊野神社、五社神社
海岸環境	
レクリエーション	釣り 潮干狩り 散策 サイクリング キャンプ 海水浴 マリンスポーツ その他(-)
施設	漁港(水揚げ高:) 【平成 年】 港湾(取扱量: 1.51 トン) 【平成 24 年】 マリナー・その他(マリナー:O、他:-)
観光・祭り・イベント	熊野神社のトントコ祭、ホエルウオッチング、五社神社祭り、河内八幡宮のひよこち踊り、徳島高知ハドルレース、土佐白浜スイムエンデュロ
海岸施設	
施設整備の現状	護岸、陸こう、緩傾斜護岸
被災状況	1934年室戸台風、1946年南海地震による津波被害大(死者7人等)。
住民・行政の要望	
住民:	地震発生から津波の来襲までに5~10分程度の時間がないと発表されていた。避難施設の整備をしてほしい。震災時の堤防の強化や人工地盤・避難路の整備を早期に望んでいる。
行政:	堤防老朽化に伴い、震災時津波に耐え得る堤防の強化及び人工地盤・避難路の整備を強くお願いしたい。
整備方針	
整備方針	津波・高潮対策として、利用者の安全に配慮した緊急避難施設を整備するとともに、優れた自然景観に配慮した利用の促進を図る。 地震・津波対策として堤防の改良等を行う。 【防護】人工地盤施工等の立体的空間整備により、来浜者の避難場所を確保する。 地震・津波対策として堤防の改良等を行う。 【環境】優れた自然環境の保護・保全に配慮する。 【利用】白浜海水浴場・キャンプ場を中心とした通年型の海洋性レクリエーション
計画概要	津波・高潮対策として、人工地盤施工等による緊急津波避難施設の整備 地震・津波対策として、堤防の改良等を行う。
受益範囲等	約10ha
その他	現況天端高*: 5.53m (H25年3月末時点)

貨物量の見直し

要望の追記

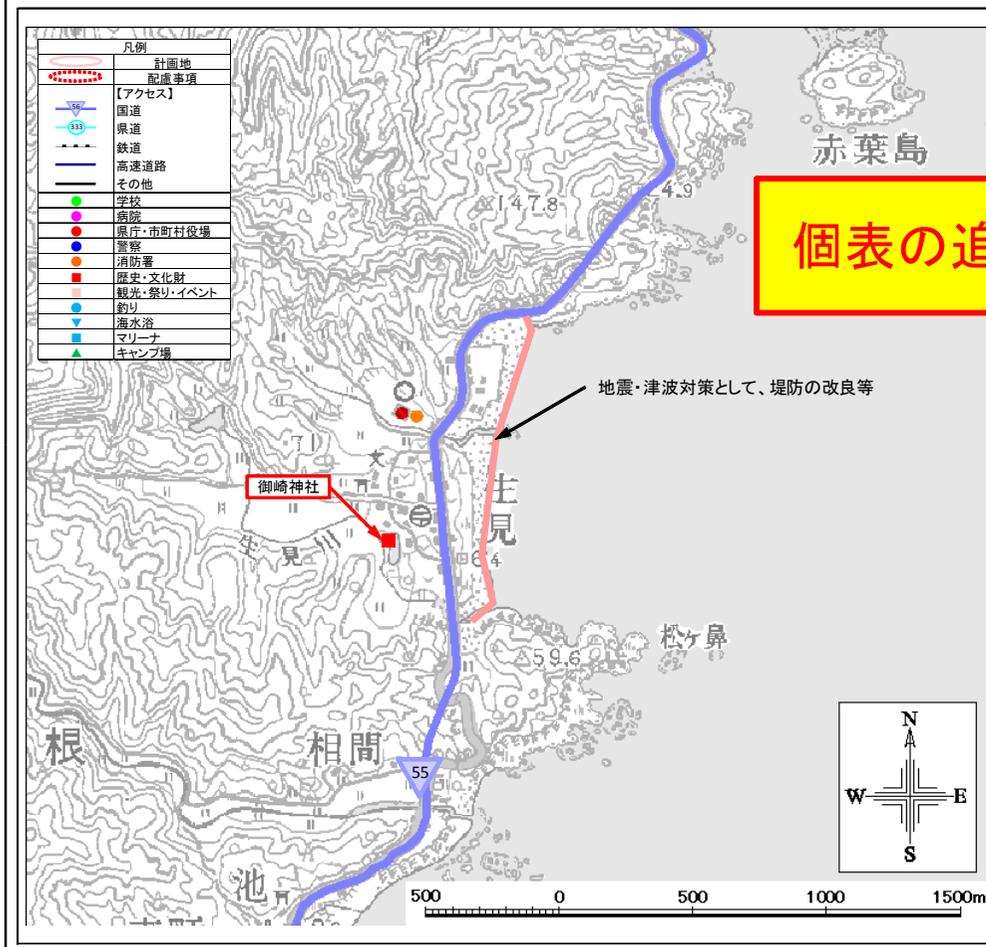
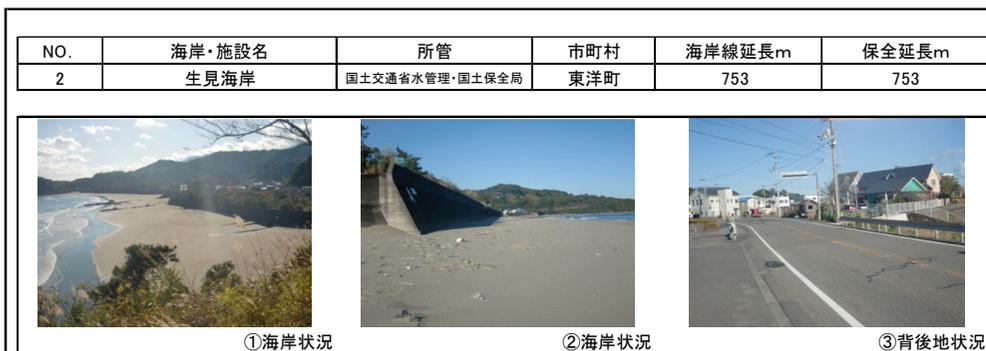
地震・津波対策の追記

「計画天端高」→「現況天端高」に修正

※1 現況天端高[T.P.]は当海岸における代表天端高であり、「2000年度平均成果」(国土地理院)に基づく新標高で記載

主な変更内容について⑤

個表(データシート) の例 ※(今回の変更で新たに追加する海岸)



現況特性	
自然環境	
貴重な動植物	動物：－、植物：－
海域環境	藻場 サンゴ群集 干潟
自然公園等の指定状況	公園 (室戸阿南海岸国定公園) 保安林 鳥獣保護区 その他(－)
自然・海岸景観 (日本の渚100選他)	－
社会環境	
背後地利用状況	◎住宅 工場 学校 病院 ◎農地 ◎森林 自然地 その他(－)
交通アクセス	国道55号
歴史・文化財	萬福寺、御崎神社
海岸環境	
レクリエーション	釣り 潮干狩り 散策 サイクリング ◎キャンプ ◎海水浴 マリンスポーツ その他(－)
設	漁港(水揚げ高：－トン 【平成 年】 港湾(取扱量：－トン 【平成 年】 マリナー・その他(－)
イベント	四国サーフィン選手権大会
海岸施設	
施設整備の現状	堤防、緩傾斜護岸
被災状況	－
住民・行政の要望	
住民	今のままの堤防では、震災時に倒れそうで怖い。早急な改良を望んでいる。
行政	現在の堤防が老朽化してきている、震災時の津波に耐え得る堤防の強化改良を早急をお願いしたい。
整備方針	
整備方針	地震・津波対策として堤防の改良等を行う。 【防護】地震・津波対策として堤防の改良等を行う。 【環境】優れた自然環境の保護・保全に配慮する。 【利用】自然環境や景観を生かした利用・整備を推進する。
計画概要	地震・津波対策として、堤防の改良等を行う。
受益範囲等	約73ha
その他	現況天端高 ^{※1} ： 10.16m (H25年3月末時点)

個表の追加

「新規」の表示

※1 現況天端高[T.P.]は当海岸における代表天端高であり、「2000年度平均成果」(国土地理院)に基づく新標高で記載

「今後の海岸管理のあり方について」とりまとめ「概要」

参考資料

1. 海岸管理における減災対策の明確化

(1) 海岸保全施設の減災機能の明確化と整備の推進

- 海岸管理における減災対策の明確化
海岸保全施設の減災機能(浸水深の低減、避難時間の確保等)を明確化し、整備を推進
- 新技術の導入等
減災対策は新しい取り組みであり、早期に技術の確立、普及、人材育成を行うことが必要
- 国の役割
国は、減災対策の強化のための仕組みの整備、技術的基準の整備・普及、人材育成及び地方公共団体への支援を実施

(2) 沿岸地域における総合的な防災・減災対策の推進

- 沿岸地域における総合的な防災・減災対策の推進
海岸管理と避難・土地利用の観点から市町村等が実施する防災・減災対策との連携・調整、河川や海岸防災林、防災公園等における防災・減災対策との連携・調整等
- 国の役割
国は、関係機関による事業連携等が円滑に行われるための枠組みを整備

(3) 水門・陸閘等の効果的な管理運用体制の確保

- 水門、陸閘等の効果的な管理運用体制の確保
- 水門、陸閘等の統廃合、常時閉鎖又は自動化・遠隔操作化の取組を計画的に推進
- 操作ルールの策定や平常時の点検・訓練、更新等の実施
- 国の役割
施設の効果的な管理運用体制を確保するための仕組みを整備するとともに、人材育成、研修等の実施、地方公共団体等に対する技術的支援や財政的支援を実施

(4) 市町村、民間団体等との連携強化

- 市町村、民間団体等との連携強化
市町村が日常的な海岸管理を行う制度の活用促進
海岸で自発的に活動している民間団体等との連携強化
環境保全や利用の適正化について、都道府県や市町村が地域の実情に応じて実施している施策との連携強化
地域の行政経験者や技術者による点検等の維持管理への協力体制の構築
- 国の役割
市町村、民間団体等との連携強化のための仕組みを整備

2. 海岸の維持管理の充実

(1) 適切な維持管理の徹底

- 予防保全の考え方に基づく適切な維持管理の徹底
長寿命化計画の作成等により、予防保全型の維持管理・更新を徹底
従来の手法と組み合わせた新技術等の導入
維持管理・危機管理のための人材育成や研修・訓練
維持管理に不可欠な業種が事業を継続できるよう配慮
- 海岸保全、モニタリング等を行う区域の適切な設定
海岸保全に影響を与える区域について、モニタリング等により状況を把握
環境等の観点から、陸域や沖合まで一体的に海岸を保全することについても検討
- 国の役割
海岸の適切な維持管理を確保するための仕組みを整備
海岸保全施設を適切に維持管理するため、基準、マニュアル等の整備や技術的支援の実施

(2) 海岸管理に関するデータ管理の徹底

- 海岸管理に関するデータ管理の徹底
整備、点検、診断、対策といった一連の流れの記録が重要
データベースは、簡単に入力でき、受け渡しできるなど、担当者が代わっても継続できる仕組みが必要
現地の距離標の整備等の地理的な情報の整備を工夫
- 国の役割
データベースのプロトタイプ作成等の技術的支援を実施
国土保全の観点から、波や地形の情報を収集・分析して施策を検討

3. 国土保全

(1) 侵食対策

- 侵食対策の一層の推進
予防保全の観点から、砂浜の侵食対策を推進
土砂収支の改善のため、漂砂系単位で土砂収支を調査し対策を検討
- 総合的な土砂管理のための体制整備
河川の上流から海岸までの流砂系における総合的な土砂管理のため、海岸管理者と河川、ダム又は砂防施設の管理者との連携を強化
- 国の役割
海岸線のモニタリング調査の結果を分析し、戦略的な海岸侵食対策を実施

(2) 沖ノ鳥島の保全

- 国は、2つの小島だけでなく、環礁全体を保全するため、万全の対策を講ずる必要

(3) 地球温暖化への適応策の実施

- 地球温暖化への適応策の実施
施設の補修・更新時に堤防のかさ上げを行うなど維持管理と併せて対策を実施
不確実性があるものの、外力の変化をあらかじめ見込んだ対策を実施
被害が起こることを前提とした危機管理対策の充実、市町村等への情報提供及び土地利用等と連携した対策の実施
- 国の役割
これまでの検討を具体化し、維持管理との連携等の実施方針を検討